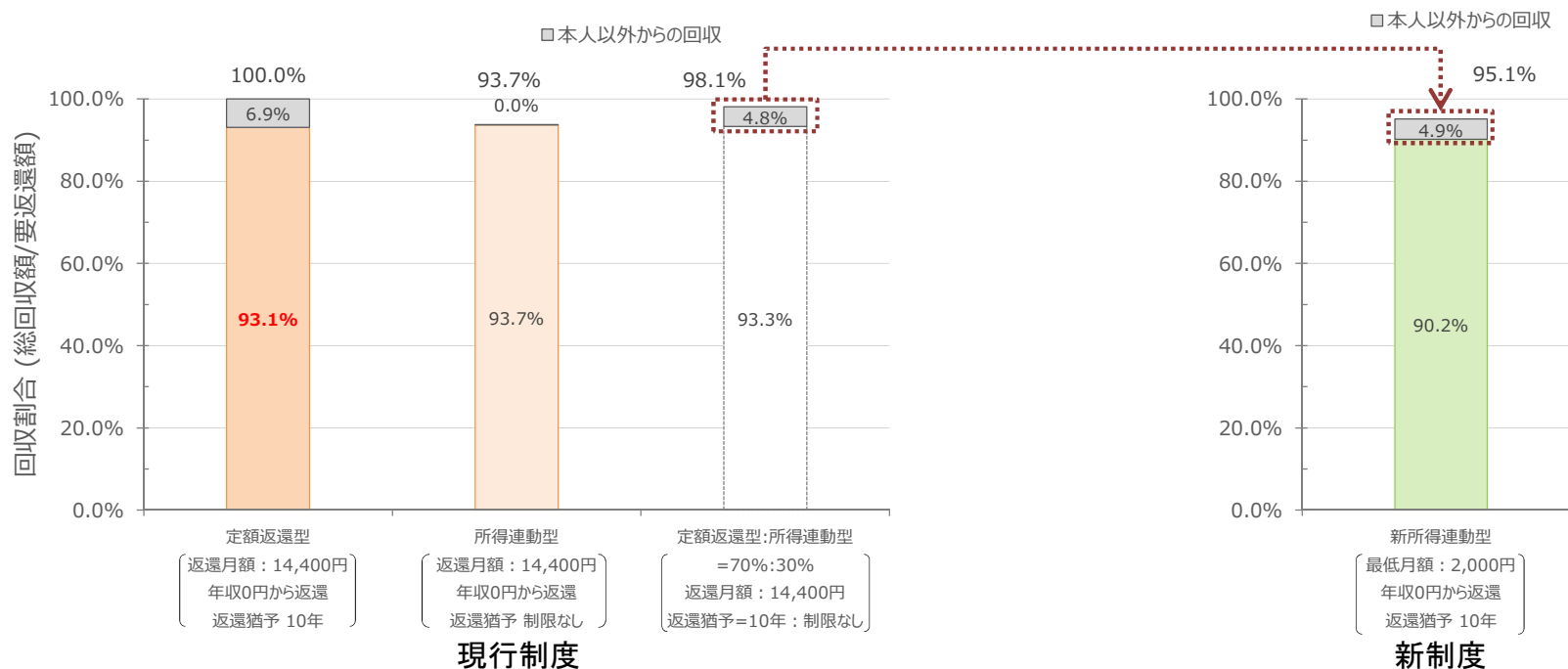


1. 試算値に対する補正(返還原資に対する補正)

- 本試算においては、返還モデルを構築し「収入(所得)」と「支出」の差が、「返還金額」を上回っている場合に「返還する」としているが、実際の返還における、親からの援助や収支をやりくりして返還する場合を再現できていない。
これを再現するため、前回の試算においては、返還原資に月額2,000円を上乗せしていたが、今回の試算においては、現実の返還に近づけるため、回収実績を踏まえた試算値の「本人以外からの回収」と同水準となるよう、毎月の返還原資にいくら上乗せすればよいかを探った。その結果、毎月の返還原資に11万円を上乗せすると概ね同水準となるため、今回の試算においては、返還原資に11万円を上乗せし補正している。
- また、前回の会議において方向性が示された家族主義(本人が被扶養者となった場合に、扶養者の収入を考慮して返還月額を決定)で試算している。



(単位: 億円)

① 要返還額	3,553.5	3,553.5	3,553.5
② 総回収額 (試算値)	3,553.5	3,330.1	3,485.8
③ 回収割合 (②/①)	100.0%	93.7%	98.1%
本人からの回収	93.1%	93.7%	93.3%
本人以外からの回収	6.9%	0.0%	4.8%
④ 回収不能額 (①-②)	0.0	223.4	67.7
⑤ 総回収額の減	-	△ 223.4	△ 67.7
⑥ 現行制度試算額からの減	67.7	△ 155.7	- 1 - 0.0

(単位: 億円)

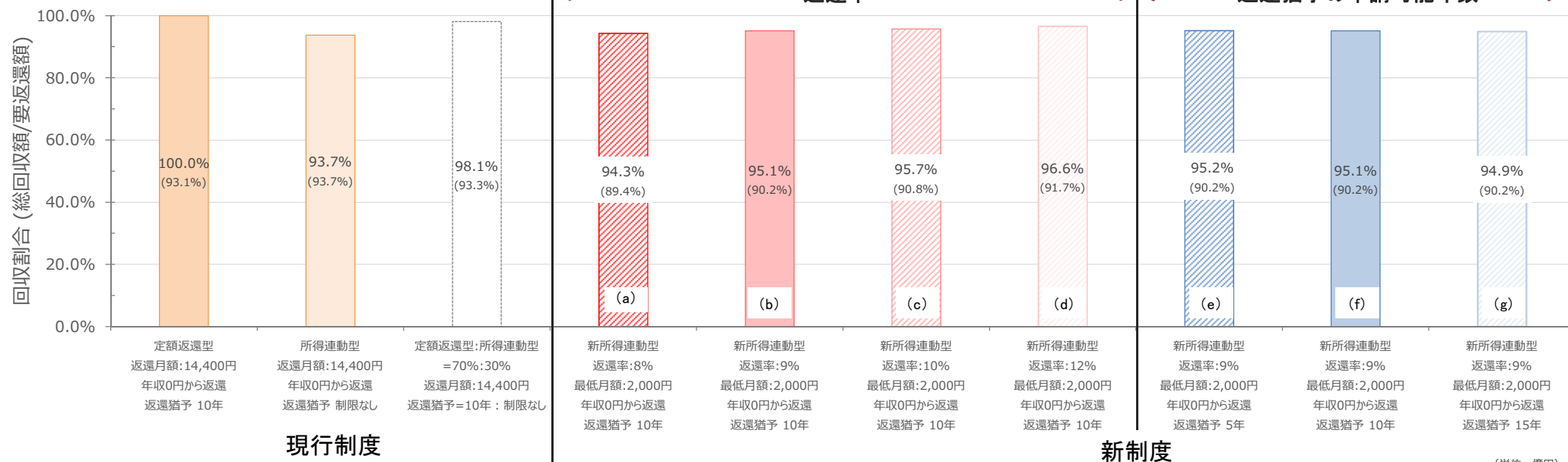
要返還額	3,553.5
総回収額 (試算値)	3,379.6
回収割合 (総回収額/要返還額)	95.1%
本人からの回収	90.2%
本人以外からの回収	4.9%
回収不能額 (要返還額 - 総回収額)	173.9
総回収額の減	△ 173.9
現行制度試算額からの減	△ 106.2

2. 要返還額に対する総回収額(返還率、返還猶予の適用年数)

○新所得連動型において、

- 「返還率」について、(a) 8%、(b) 9%、(c) 10%、(d) 12%、とした場合を比較。
- 「返還猶予の申請可能年数」について、(e) 5年、(f) 10年、(g) 15年、とした場合を比較。

○ グラフ中において、
 上段の〇〇.〇%は、総回収割合(本人からの回収と本人以外からの回収の計)、
 下段の〇〇.〇%は、本人からの回収割合を表す。
 ※上段は、下表の③総回収割合。



(単位:億円)

① 要返還額	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5	3,553.5
② 総回収額 (試算値)	3,553.5	3,330.1	3,485.8	3,351.6	3,379.6	3,400.6	3,431.3	3,382.1	3,379.6	3,371.6	3,371.6
③ 総回収割合 (②/①)	100.0%	93.7%	98.1%	94.3%	95.1%	95.7%	96.6%	95.2%	95.1%	94.9%	94.9%
④ 回収不能額 (①-②)	0.0	223.4	67.7	201.9	173.9	152.9	122.1	171.4	173.9	181.9	181.9
⑤ 総回収額の減	-	△ 223.4	△ 67.7	△ 201.9	△ 173.9	△ 152.9	△ 122.1	△ 171.4	△ 173.9	△ 181.9	△ 181.9
⑥ 現行制度試算額からの減	67.7	△ 155.7	0.0	△ 134.2	△ 106.2	△ 85.2	△ 54.4	△ 103.7	△ 106.2	△ 114.2	△ 114.2